

## 工事費内訳書の提出について(提出を求めた場合)

- (1) 入札参加者は、第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。
- (2) 工事費内訳書は、入札参加者の適切な見積り努力を確認するための資料として提出を求めるものであり、入札および契約上の権利義務を生じるものではないが、提出を行わない場合や適切な見積りを行っていないと認められる場合には、「坂井市財務規則」の規定に基づき、当該入札参加者の行った入札を無効にする場合があることや、入札手続きの終了後、「坂井市工事請負契約等に係る指名停止等の措置要綱」に基づく措置等が行われる場合があります。
- (3) 工事費内訳書の様式は指定とし、数量、単価および入札書に記載する金額に対応した内容を備えたものとしてください。
- (4) 工事費内訳書は、入札執行者が確認の後、契約担当課において保管します。